

議案第8号

令和8年度

佐倉市水道事業会計予算書

令和8年度 佐倉市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度佐倉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	74,000 件
(2) 年 間 総 配 水 量	16,680,500 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	45,700 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
改良工事	1,785,938 千円
浄水場施設改良工事	229,041 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	4,362,500 千円
第1項 営業収益	4,013,617 千円
第2項 営業外収益	348,873 千円
第3項 特別利益	10 千円

支 出	
第1款 水道事業費用	4,294,302 千円
第1項 営業費用	4,162,060 千円
第2項 営業外費用	107,242 千円
第3項 特別損失	5,000 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,786,075千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,060,488 千円
第1項 負 担 金	20,840 千円
第2項 国 県 支 出 金	139,479 千円
第3項 企 業 債	600,000 千円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金	169 千円
第5項 他 会 計 借 入 金	300,000 千円

支 出	
第1款 資本的支出	2,846,563 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,505,268 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	120,109 千円
第3項 投 資 そ の 他 の 資 産	200,000 千円
第4項 国 庫 補 助 金 返 還 金	1,186 千円
第5項 予 備 費	20,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	並木町地先水道管耐震化工事	225,500	令和8年度	135,300
				令和9年度	90,200
		太田地先水道管耐震化工事	219,230	令和8年度	131,538
				令和9年度	87,692
		王子台三丁目地先水道管耐震化工事	260,150	令和8年度	156,090
				令和9年度	104,060
ユーカーが丘七丁目地先水道管耐震化工事	151,690	令和8年度	91,014		
		令和9年度	60,676		

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
取水井非常用発電機賃借	令和8年度から令和9年度まで	5,225
水質検査等業務委託	令和8年度から令和9年度まで	14,234
次亜塩素酸ナトリウム購入	令和8年度から令和9年度まで	39,204

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業債	600,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
合 計	600,000千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し、又はこれら以外の他の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 290,359千円

(2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、71,980千円と定める。

令和8年2月24日提出

佐倉市長

西田 三十五